



健康や介護のお悩み 24時間365日いつでも無料相談

浜の健康応援団ホットライン

ご自身やご家族の健康や介護などのお悩みに看護師やケアマネージャーがアドバイスいたします。
どうぞお気軽にお電話ください。

体調が悪いので、
考えられる原因を
教えてほしい

飲んでいる
薬について
知りたい

親の介護に
利用できる
介護サービスを
教えてほしい

浜の健康応援団
ホットライン

0120-820271 相談料・通話料無料
ご利用時間：24時間・365日

ご説明内容に分かりにくい点がありましたら組合またはJF共水連までおたずねください。

組合名

JF共済 <https://www.kyosuioren.or.jp/>

A109301(2026.06.協宣40,000)
260511000076

一時払終身共済 かけはし

加入年齢 40歳～90歳

一時払

普通厚生共済
チヨコ

一時払終身共済

簡単な告知で
加入できる。

万一に
一生涯備える。

相続に
備える。



この共済は、次の保障を希望される方におすすめする共済です。

一時払終身共済 まとまった資金を活用して、一生涯にわたる保障を確保し、死亡のときの遺族保障を重視したい。

保障内容がご意向と異なる場合は、組合またはJF共水連までおたずねください。

JF共済

一時払終身共済 **かけはし** で**一生涯の備え**を。

ポイント
1

一生涯の備え

まとまった資金を活用し、万一の不安に一生涯備えられる一時払型の終身共済です。

ポイント
2

90歳まで入れます

加入年齢は40歳～90歳までなので、幅広い年代の方にご加入いただけます。

ポイント
3

簡単な告知でご加入できます

下記の2つの質問に該当しなければ、ご加入いただけます。

次の告知(質問)が
「**いいえ**」の場合であれば
ご加入いただけます。

現在、
1 病気や外傷により
安静療養中ですか？



今後、
2 入院または手術の
予定がありますか？



ポイント
4

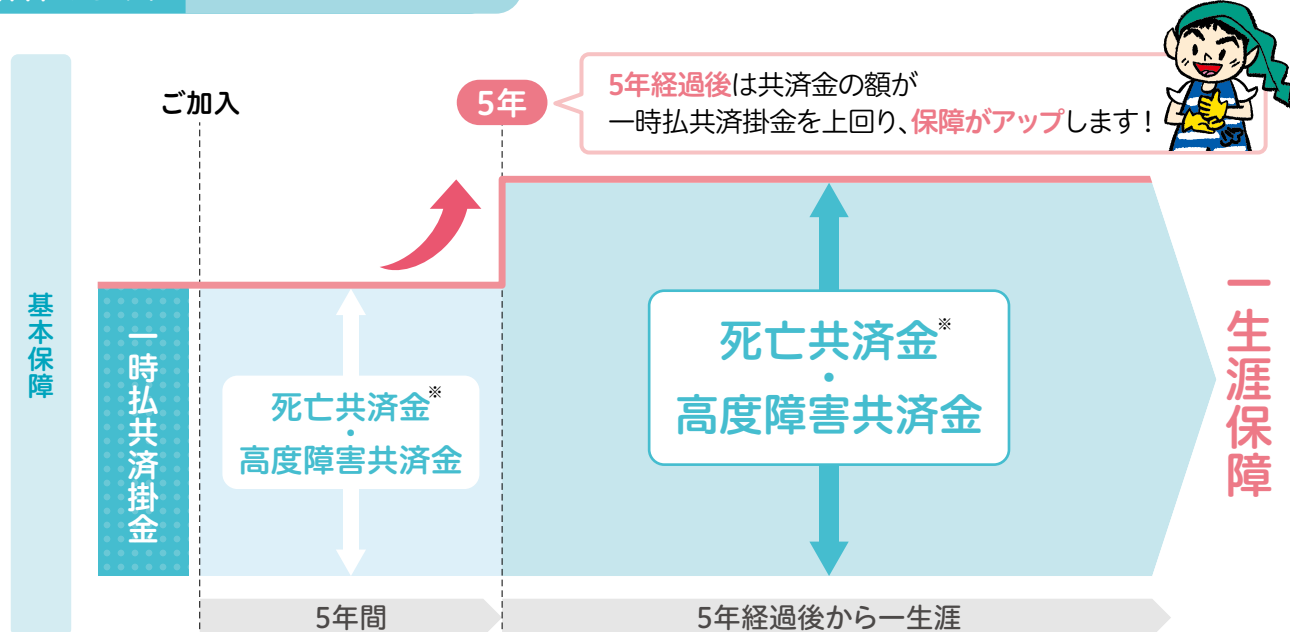
相続対策にも

詳しくは**次ページ参照** ➡

死亡共済金には相続税の非課税枠が設けられており、相続対策としてもご活用いただけます。

*2026年6月時点の法令に基づきます。

保障のしくみ 加入年齢 40歳～90歳



※契約日からその日を含めて5年以内の死亡共済金・高度障害共済金は、一時払共済掛金と共済掛金積立金のいずれか大きい金額です。
※解約返戻金は、一時払共済掛金と共済掛金積立金のいずれか低い金額です。そのため、ご契約後短期間で解約される場合は、解約返戻金がお払込みいただいた一時払共済掛金を下回る場合があります。

— 5年経過後の共済金の額については、お近くの組合までお問い合わせください —

死亡共済金は相続対策に活用できます。



死亡共済金は一定額まで非課税扱いです。

預貯金を相続人が受け継ぐ場合、相続税法上、全額が課税対象となりますが、死亡共済金の場合、一定額の非課税枠があり、**相続財産の課税対象額を減らせる場合があります。**

*契約者と被共済者が同一の死亡共済金は、相続税の課税対象となります。また、死亡共済金受取人が相続人の場合に限り、非課税枠の適用があります。
上記は2026年6月時点の法令に基づきます。

死亡共済金の非課税限度額

非課税限度額 = 500万円 × 法定相続人の数

例えば

奥様とお子さま2人の合計3人が法定相続人の場合



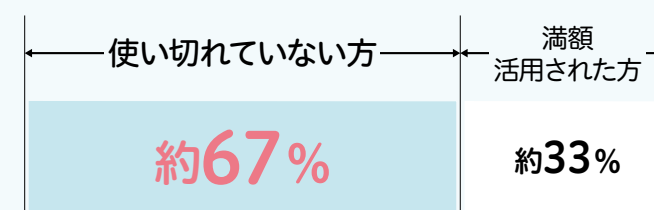
500万円 × 3人で、
非課税限度額は**1,500万円**となります。

相続税の課税対象となった被相続人*のうち、約7割の方は生命保険などの

非課税枠を十分に活用できていないようです。

※相続税の課税対象となった被相続人数:155,740人
国税庁「令和5年度統計情報(5-3相続財産種類別 被相続人数、取得財産価額)」をもとにJF共水連にて作成

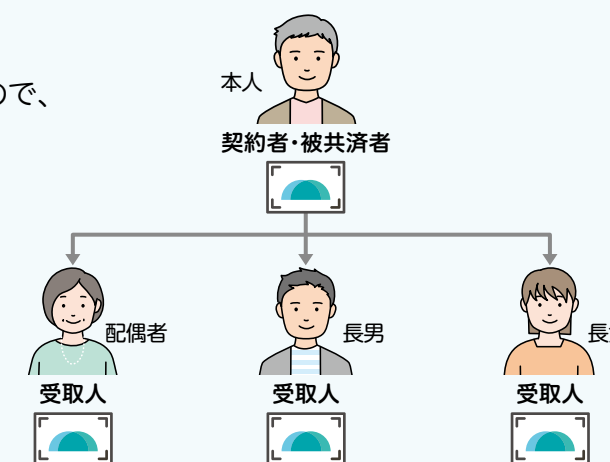
生命保険金などの非課税枠を…



死亡共済金は受取人を指定できます。

死亡共済金の**受取人や受取額をあらかじめ指定できる**ので、遺産分割の手続きを円滑に進めることができます。

*判例上、共済金請求権は共済金受取人に帰属する固有の権利とされています。(ただし、相続人間に著しい不公平が生じる場合には、特別受益に準じて扱われ、持戻しの対象となる可能性があります。)



死亡共済金ですぐに使えるお金を準備できます。

死亡共済金は受取人の請求手続きに基づき、請求後およそ1週間ほどで受け取ることができます。
一般的な相続財産(有価証券・不動産など)と比べて比較的早く支払われるため、必要な資金を**すぐに使える「現金」**として用意することが**可能**です。

*死亡共済金のお支払いにあたり、確認手続きなどが必要となる場合は、この限りではありません。

葬儀費用などに
充てられるから
助かるね

